

11月25日(日)は 養老町長選挙の投票日です

養老町の明るい未来のための大切な選挙です。

●投票のできる人

投票のできる人は、日本国籍をお持ちで、平成12年11月26日以前に生まれ、平成30年8月19日までに住民登録をし、引き続き町内に住んでいる人です。(投票までに他市町村へ転出された人は、投票できません。)

●投票所入場券

投票所の入場券は、各世帯に郵送いたしますので、投票日には一人分ずつ切り離して、記載されている投票所へお持ちください。決められた投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

●投票できる時間

7時～20時

●期日前投票

投票日に何らかの理由で投票に行くことのできない人は、期日前投票を行うことができます。投票所入場券が届いている場合は、持参してください。期日前投票を行う際には投票所において宣誓書・請求書を記入いただく必要があります。

- 期間 11月21日(水)～24日(土)
- 時間 8時30分～20時
- 場所 町役場2階研修室

*また、万一入場券が届かなかつたり紛失した場合でも、名簿に登録されていれば投票はできますので、投票所(期日前投票所)で係員に申し出てください。

●不在者投票

〈滞在先でする不在者投票〉

投票日に仕事や出産などで町外に滞在する人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ不在者投票宣誓書・請求書で町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

〈指定病院・指定老人ホームなどに入院・入所している場合の不在者投票〉

指定病院や指定老人ホームに入院・入所している人で、投票日に投票所まで行くことができない場合はその施設内で不在者投票を行うことができます。詳しくは病院・老人ホームにお問い合わせください。

〈郵便による不在者投票〉

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている別表に該当する人および介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人は、郵便による不在者投票を行うことができます。ただし、投票を行う際にはあらかじめ町選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要となりますのでご注意ください。

お持ちの人	障害の種類、程度		お持ちの人	障害の種類、程度	
	身体障害者手帳を	両下肢、体幹、移動機能		1級または2級	戦傷病者手帳を
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
	免疫、肝臓	1級～3級			

■投票用紙などの交付の請求は、投票日の4日前(11月21日(水))までに行うこととなっていますので、お早めに手続きをしてください。

●開票

開票は、11月25日(日)、21時から町中央公民館中ホールで行います。

※開票状況などに関する電話での照会は事務に支障をきたしますのご遠慮ください。

投票所一覧

投票区	投票所
高田西	産業文化会館
高田東	養老町役場
養老北	桜井転作技術研修センター
養老南	ふれあいセンター養老
広 幡	広幡公民館
上多度	上多度小学校体育館
池 辺	池辺公民館
笠 郷	就業改善センター(笠郷公民館)
小 畑	小畑公民館
多芸西	福祉センター
多芸東	多芸公民館
日 吉	日吉こども園(北園舎)
室 原	日吉公民館室原分館